

愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものである。いじめは、絶対に許されない行為であることを生徒が認識できるようにしていく。
- (2) 日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たり、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できるようにする。
- (3) 生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにする。また、生き生きとたくましい生徒を育てるために、保護者や地域との連携を図るようにする。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込まず組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

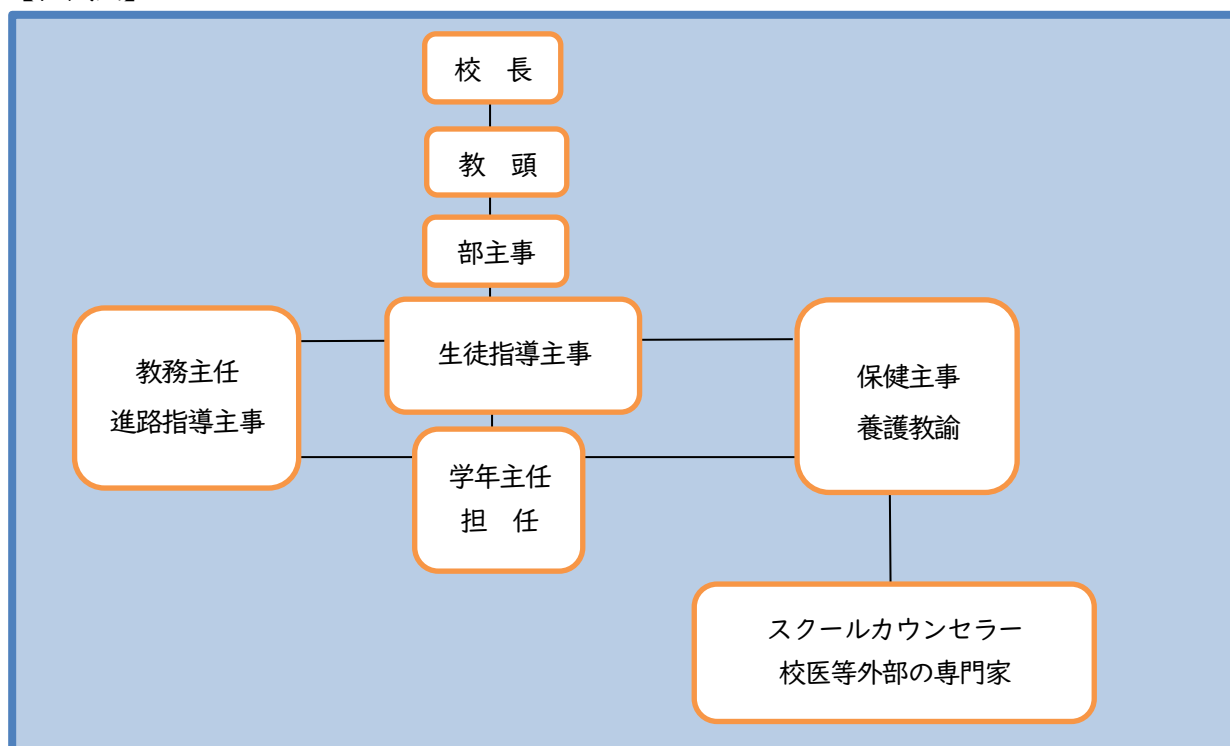
校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、学年主任、当該担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

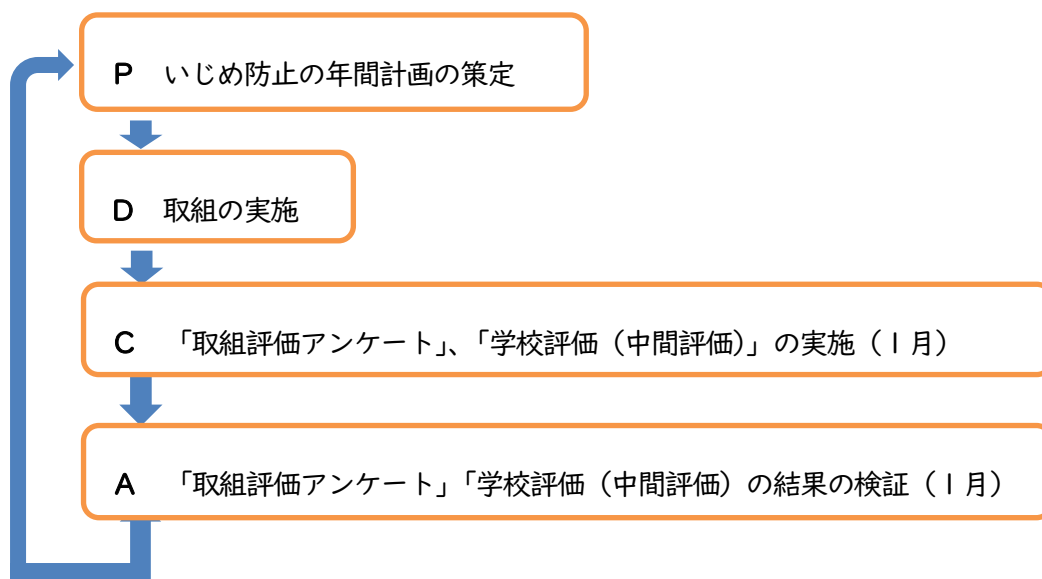
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行えるようにする。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



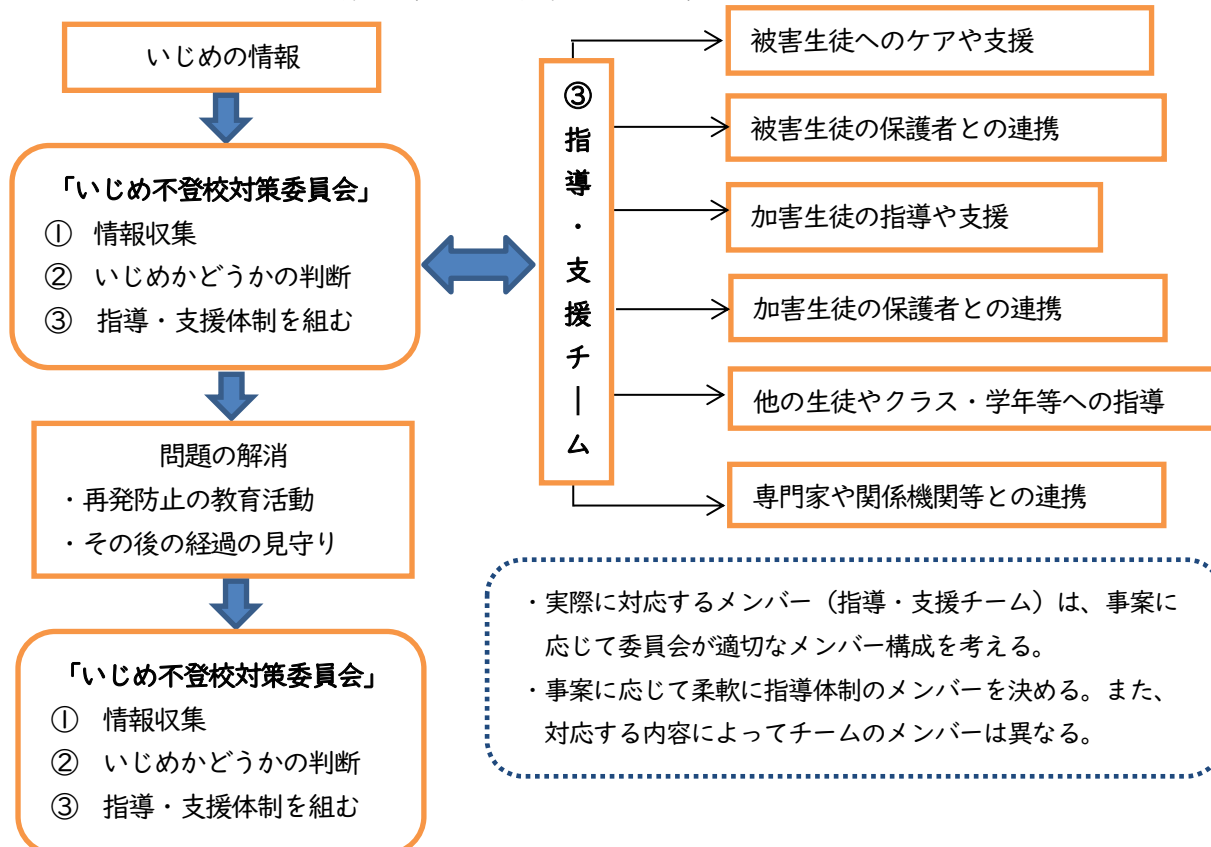
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

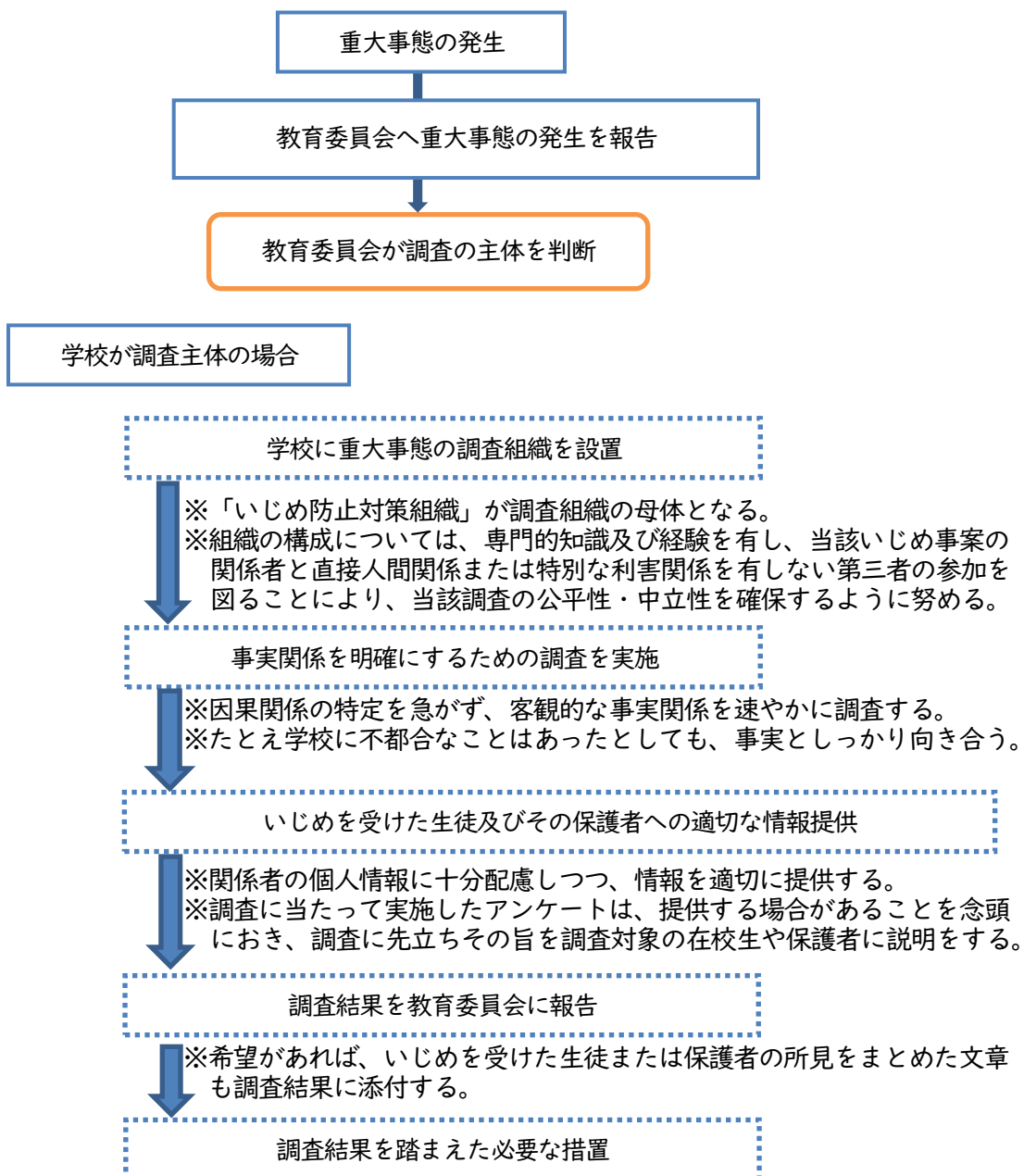
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省が示している「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 三 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(取組の年間計画)

	未然防止・早期発見の取組	「いじめ・不登校対策」の動き	保護者・地域との連携
通 年	○健康観察の実施（毎日）【全学年】(生)(学)	○定期的な情報共有 （職員朝礼、学年会、部会）	○必要に応じて保護者との 懇談 ○児童相談所、市や町との 情報共有
4 月	○保護者会・学級懇談会【全学年】(教) ○授業参観【全学年】(学) ○個別懇談会【3学年】(教)(生)(進)	○第1回委員会	
5 月	○個別懇談会【1・2学年】(教)(生)(進) ○「心の健康相談アンケート」の実施【全学年】(生)(学)		○学校評議委員会 教育活動への意見集約
6 月	○授業参観【全学年】(教) ○心の健康相談【全学年】(生)		
7 月	○個別懇談【全学年】(教)(生)(進)		
8 月		○いじめ問題に関する職員研修	
9 月	○「心の健康相談アンケート」の実施【全学年】(生)(学)	○第2回委員会（中間評価→検証）	
10 月	○心の健康相談【全学年】(生)		
11 月	○個別懇談【1・2年】(教)(生)(進)		○学校関係者評価委員会 教育活動への意見集約
12 月	○個別懇談【1・2年】(教)(生)(進)	○現職研修（人権講話）	
1 月	○個別懇談【3年】(教)(生)(進) ○「心の健康相談アンケート」の実施【全学年】(生)(学)	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	
2 月	○心の健康相談【全学年】(生)		○学校評議委員会 教育活動への意見集約
3 月	○個別懇談【1・2年】(教)(生)(進)	○第3回委員会 学校関係者評価の結果を検証し、 「いじめ防止基本方針」の見直し	

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (進)…進路指導部 (学)…学年